

# 後期高齢者医療制度の保険料率が決定しました。

75歳以上の人へ

市民課 老人保健係  
 熊本県後期高齢者医療広域連合 ☎096-368-6511  
 ☎32-1111 (内線1151)

平成20年4月から、県内に住所を有する75歳以上のすべての人(65〜74歳で一定の障害があると後期高齢者医療広域連合に認められた人を含みます)は、「後期高齢者医療制度」を受けられることとなります。

この「後期高齢者医療制度」では、保険料が個人単位で賦課され、納付(年金からの差し引きや口座振替など)していただきます。保険料の賦課額は、被保険者一人一人にかかる均等割額と、被保険者の前年の所得に応じて算定する所得割額(基礎控除後の総所得金額等×所得割率)との合計となります。この均等割額と所得割率は熊本県内で原則均一となり、2年ごとに見直しがあります。

### 熊本県の均一保険料率 (平成20・21年度)

均等割額	所得割率
46,700 円	8.62%

平成15年度から平成17年度までの一人当たり老人医療給付費の平均が県内平均老人医療給付費より20%以上低い市町村においては、6年間、保険料率の特例措置があります。

なお、後期高齢者医療保険料の賦課限度額は、一人当たり50万円となります。

#### 保険料の軽減について

① 国民健康保険と同様に、所得が少ない被保険者の人には、同一世帯の被保険者及び世帯主の総所得金額により、均等割額の7割、5割、2割

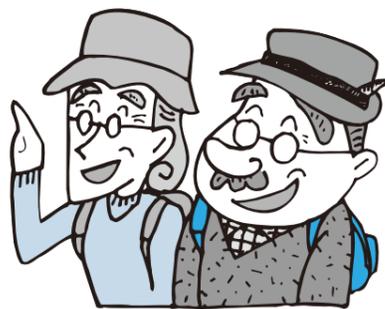
の軽減があります。

② 被用者保険(社会保険や健保組合等)の被扶養者であった方は、制度加入時から2年間、所得割額が賦課されず、均等割額5割軽減されます。ただし平成20年度のみ、さらに均等割額の特例があります。

県内一人当たりの平均保険料額は77,600円(61,100円)となり、( )内は、軽減措置(均等割額を7割、5割、2割減額)後の平均保険料額となります。

被保険者の半数近くは、この軽減措置により年間保険料額14,000円となります。

このほかに、被保険者またはその世帯の世帯主が災害により財産に著しい損害を受けたときや失業によりその収入が著しく減少したときなどは、保険料の減免が受けられることがあります。



## モデルケース別保険料

※ 78歳の公的年金受給者で、年金収入のみの場合

### 例1) 1人世帯の方で、公的年金収入が79万円の場合

$$\text{均等割 } 14,000 \text{ 円} + \text{所得割 } 0 \text{ 円} = \text{年額 } 14,000 \text{ 円} \quad (\text{7割軽減})$$

### 例2) 2人世帯の方で、公的年金収入が夫199万7千円、妻79万円の場合

・夫の後期高齢者医療保険料  
 均等割 37,300 円 + 所得割 40,300 円 = 年額 77,600 円 (2割軽減)

・妻の後期高齢者医療保険料  
 均等割 37,300 円 + 所得割 0 円 = 年額 37,300 円 (2割軽減)

### 例3) 自営業の子ども(世帯主)と同居している場合(国民健康保険加入)(本人 公的年金収入 79万円、子ども 営業所得 400万円)

$$\text{均等割 } 46,700 \text{ 円} + \text{所得割 } 0 \text{ 円} = \text{年額 } 46,700 \text{ 円} \quad (\text{軽減なし})$$

### 例4) 会社員の子ども(世帯主)と同居している場合(社会保険加入)(本人 公的年金収入 79万円、子ども 給与収入 400万円)

$$\text{均等割 } 23,300 \text{ 円} + \text{所得割 } 0 \text{ 円} = \text{年額 } 23,300 \text{ 円}$$

※ 被用者保険の被扶養者については、激変緩和措置として、制度加入時から2年間、所得割は課さず、均等割額を5割軽減します。ただし、平成20年度のみ、さらに均等割額の特例があります。

$$\text{均等割 } 2,300 \text{ 円} + \text{所得割 } 0 \text{ 円} = \text{年額 } 2,300 \text{ 円}$$

(平成20年4月から9月まで ……均等割額 0円 / 6カ月)  
 (平成20年10月から翌年3月まで ……均等割額 2,300円 / 6カ月)

## 保険料の納付方法

後期高齢者医療制度の保険料は、介護保険と同様に、年金からの差し引き(特別徴収)と納付書等での納付(普通徴収)方法があります。

### 特別徴収

年金受給額が年額18万円以上あり、後期高齢者医療保険料と介護保険料との合算額が年金受給額の2分の1を超えない方

年金から差し引きされます。

### 普通徴収

- 1 年金受給額が年額18万円未満の方。
- 2 後期高齢者医療保険料と介護保険料との合算額が年金受給額の2分の1を超える方。

納付書または口座振替により市町村へ納付していただきます。